

呉市合理的配慮支援事業補助金 Q&A

Q 1 合理的配慮とはなんですか

障害のある方から、社会の中にある障壁を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

例えば、視覚障害のある方には点字メニューの提供を行う、聴覚障害のある方には筆談ボードで意思疎通を行うなどの配慮があります。

その他にも、知的障害のある方には、よりわかりやすい表現で伝えることができるよう、会話の内容を絵や簡単な単語などで表現したコミュニケーション支援ボードを使用し意思疎通することも合理的配慮の1つです。

Q 2 具体的に、どのようなものが補助の対象となりますか

不特定多数の方をいわゆる『お客さま』として捉え、飲食、物販、医療などのサービスを行っている事業者のほか、自治会、NPO法人などが、障害のある人がサービスの提供を受けやすくするために行う、物品購入、ツールの作成、工事の施工等が対象となります。詳しくは要綱別表に掲げる具体例をご参照ください。

要綱別表に記載が無い内容であっても、補助対象となる場合がございますので、申請前にご相談ください。

Q 3 申請時に、既に、物品の注文や工事の発注をしている場合は対象となりますか

着手前であれば補助対象となります。

なお、着手日とは物品の購入であれば納品日、工事の施工であれば杭打ちの日等としておりますので、着手日が申請日以降であれば問題ありません。

Q 4 これから事業所を新規開設し、事業を開始する予定ですが対象となりますか

また、対象物品の買い換えは対象になりますか

事業所の新規開設に伴う経費については対象となりません。また、対象物品の買い換えも対象にはなりません。

Q 5 複数件申請することは可能ですか

同一法人及び事業者の申請は同一年度内に1回を限度とします。ただし、本制度は3つの区分（物品購入費、意思疎通支援者設置費、工事施工費）があり、各区分につき同年度内で1件ずつの申請が可能です。

Q 6 例えば筆談ボードを複数購入する場合、全て対象となりますか

複数の物品購入を予定している場合でも対象となります。ただし、1件の申請時にその内容を記載した上で申請する必要があります。また、各区分の限度額は増額されません。

Q 7 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなりますか

補助対象となる事業は年度内までに完了したものとしております（分割払いの場合でも、年度内(令和8年3月31日まで)に全額支払いが完了する必要があります。）。よって、その場合は、交付決定が取り消しとなりますのでご注意ください。

Q 8 公募期間に申請を行えば、必ず補助対象となりますか

公募期間中の申請については、申し込み順とさせていただきますので、予算の都合上、公募期間中であっても、申請を打ち切らせていただくことがあります。

また、申請内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、申請前にご相談ください。

Q 9 公募期間終了以降に申請することはできますか

原則として、公募期間終了以降の申請は受付できません。ただし、公募期間の申請件数等によっては、申請を受け付ける場合がありますので、お問い合わせください。

Q10 補助を受けた後において、利用状況など報告書の提出などは必要ですか

補助事業完了後については、報告書の提出などは義務としておりません。ただし、お店等での取組みについて、HPや広報等で紹介させていただく場合があります。